

報道機関各位

令和元年(2019年)7月10日(水)10時00分 配付

| | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 令和元年度オホーツク総合振興局長表彰(社会事業関係功労者)の実施について |
| 配付資料 | ○ 令和元年度オホーツク総合振興局長表彰被表彰者名簿 ○ 北海道オホーツク総合振興局長表彰(保健環境部関係)事務取扱要領 |
| 内容及び報道に当たってのお願い | <p>1 趣 旨 社会福祉活動に対する住民への理解と今後の社会福祉活動の推進を図ることを目的とし、オホーツク管内で、永年にわたり社会福祉事業に功労があった方々を表彰する。</p> <p>2 日 時 令和元年(2019年)7月17日(水) 13:30~14:00</p> <p>3 場 所 オホーツク合同庁舎 3階2号会議室</p> <p>4 次 第 (1) 開 式 (2) 表 彰 (3) お祝いのことば(総合振興局長) (4) 受章者代表から一言 (5) 写真撮影 (6) 閉 式</p> <p>5 表彰者(配付資料参照) ・ 民生委員・児童委員 9名</p> |
| 担当窓口 | オホーツク総合振興局保健環境部 社会福祉課長 岡出 浩紀 連絡先: 0152-41-0686 内線3800 |



令和元年度オホーツク総合振興局長表彰(社会事業関係功労者)被表彰者名簿

1 民生・児童委員

| | 市町村名 | 氏名 | ふりがな | 表彰基準 |
|---|------|--------|-----------|------------------------------------|
| 1 | 網走市 | 安喰 誠 | あじき まこと | 民生委員・児童委員として12年以上在職し、その功績が特に顕著なもの。 |
| 2 | 〃 | 遠藤 博恵 | えんどう ひろえ | |
| 3 | 〃 | 庄司 孝 | しょうじ たかし | |
| 4 | 〃 | 鬼塚 勝安 | おにつか かつやす | |
| 5 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 6 | 津別町 | 杉山 敏行 | すぎやま としゆき | |
| 7 | 〃 | 中山 美登里 | なかやま みどり | |
| 8 | 滝上町 | 片岡 友子 | かたおか ともこ | |
| 9 | 〃 | 江本 きよ枝 | えもと きよえ | |

※ No.5の受賞者については、表彰式では氏名を読み上げますが、ご本人の意向により非公表とさせていただきますので、取扱については十分ご配慮をお願いします。

北海道オホーツク総合振興局長表彰（保健環境部関係）事務取扱要領

1 趣旨

オホーツク総合振興局長表彰（保健環境部関係）事務の取扱に関しては、出先機関の長の表彰事務取扱要領（昭和47年1月14日道民第14号総務部長通達）によるほか、この要領の定めるところによる。

なお、当分の間、本要領は保健福祉部が所管する範囲について定めるものとする。

2 表彰状等の贈呈

表彰状等の贈呈対象者は、オホーツク総合振興局管内に所在の個人又は団体とする。

(1) 表彰状

ア 表彰の対象及び基準

別表1に定める「オホーツク総合振興局長表彰（保健環境部関係）贈呈基準」（以下「表彰贈呈基準」という。）(1)に該当する者とする。

イ 表彰の方法

表彰の時期・場所・その他表彰実施に関することは表彰基準によるほか別に定めるところによる。

ウ 候補者の推薦

候補者は、表彰贈呈基準に該当し、顕著な事績があった者で市町村又は団体の長から推薦のあった者のほか、事績が特に顕著であると総合振興局長が認める者。

エ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、表彰贈呈基準によるほか、表彰区分により、別表2に定めるオホーツク総合振興局長表彰（保健環境部関係）審査基準等（以下「審査基準等」という。）により主管課が選考し、総務課へ合議のうえ、総合振興局長がこれを決定する。

(2) 感謝状

ア 表彰の対象及び基準

表彰贈呈基準(2)に該当する者とする。

イ 表彰の方法

表彰の時期・場所・その他表彰実施に関することは、表彰贈呈基準によるほか別に定めるところによる。

ウ 候補者の推薦

候補者は、表彰贈呈基準に該当し、顕著な事績があった者で市町村又は団体の長から推薦のあった者のほか、事績が特に顕著であると総合振興局長が認める者。

エ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、表彰贈呈基準によるほか、審査基準等により主管課が選考し、総務課へ合議のうえ、総合振興局長がこれを決定する。

(3) 賞状

ア 表彰贈呈基準(3)に該当する者とする。

イ 表彰の方法

表彰の時期・場所・その他表彰実施に関することは、表彰贈呈基準によるほか別に定めるところによる。

ウ 候補者の推薦

候補者は、表彰贈呈基準に該当し、顕著な事績があった者で市町村又は団体の長から推薦のあった者のほか、事績が特に顕著であると総合振興局長が認める者。

エ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、表彰贈呈基準によるほか、審査基準等により主管課が選考し、総務課へ合議のうえ、総合振興局長がこれを決定する。

3 表彰者数

表彰贈呈基準に定めた表彰数とする。

4 表彰文

表彰文については、主管課が作成するものとする。

5 表彰状等用紙の規格

表彰状等は、毛筆体で縦書きとし、その規格は表彰状及び感謝状にあつては日本工業規格 A 3 判、賞状にあつては同規格 B 4 判とする。

6 表彰の公表

受賞者の公表は、必要に応じ、受賞者の意向を確認した後、報道機関に公表する。

7 受賞者台帳の整備

主管室・課は、表彰終了後、別紙様式「北海道オホーツク総合振興局長表彰（保健環境部関係）受賞者台帳」により受賞者を永年保存するものとする。

8 表彰から除外する者

この要領に基づく候補者であっても、次の者は除外する。

- (1) 叙勲又は褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者。
- (2) 同一事績により昭和 21 年 1 月 1 日以降厚生大臣（平成 13 年 1 月 6 日以降は厚生労働大臣。以下同じ）表彰（厚生大臣特別表彰を含む。）を受けた者。
ただし、民生委員令（昭和 21 年 9 月勅令第 426 号）制定に際し、同年 11 月 30 日厚生大臣から感謝状の贈呈を受けた者を除く。
- (3) 同一実績により過去に北海道知事表彰、総合振興局長（旧支庁長を含む。）の表彰を受けた者及び全国組織の団体から表彰を受けた者。

9 その他

この要領に基づく候補者の中で、表彰後同一の功績が特に優れた者（審査基準等に基づき審査した者のうち優れた者を優先する。）は、北海道知事表彰（北海道社会貢献賞）、厚生労働大臣表彰等上部機関の表彰の推薦基準に基づき適時に推薦するものとする。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 元年 5 月 8 日から施行する。

別表1

北海道オホーツク総合振興局長表彰(保健環境部関係)贈呈基準

(1)表彰状

| 表彰の対象 | 表彰の基準 | | | | | | 表彰者数 | 推薦主体 | 推薦時期 | 表彰時期 | 主管課 | |
|------------------------|--------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------|------|-------------------|------|------|-----------------------------|-------|
| | 区分 | 職種等 | 基準 | 基準例 | 従事年数 | 左の基準日 | | | | | | |
| 社会事業関係功労者 | 社会事業功労者 | 民生委員・児童委員 | 1 | 民生委員・児童委員(方面委員令による方面委員及び民生委員令による民生委員期間を含む。)として、在職し、その功績が特に顕著であり、かつ、現に在職しているもの | | 12年以上 | 7月1日 | 各市5名以内 各町村2名以内 | | | | |
| | | 社会福祉施設関係業務従事者 | 1 | 社会福祉施設関係の長(従事者の期間を除く。)として業務に精励し、その功績が顕著であり、かつ、現に在職しているもの | | 15年以上 | 7月1日 | 1名 | | | | |
| | | | 2 | 社会福祉事業施設の従事者として業務に精励し、特に他の模範として認められるものであり、かつ、原則現に在職しているもの | | 15年以上 | 7月1日 | 1名 | | | | |
| | | 社会福祉事業関係者 | 1 | 社会福祉事業団体の役員等として、業務に精励するとともに、社会福祉事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著であり、かつ、原則現に在職又は活躍しているもの | | 15年 | 7月1日 | 1名 | 市町村長 | 随時 | 随時 | 社会福祉課 |
| | | | 2 | 共同募金運動奉仕者として過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの、又は過去5年にわたり率先して活動を行い現在活躍中のものでありその活動が他の模範となるもの | | 15年以上 (他の模範となるもの 8年以上) | 7月1日 | 1名 | | | | |
| 3 | 共同募金運動奉仕団体として過去5年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中の団体 | | 8年 | 7月1日 | 1名 | | | | | | | |
| 障がい者自立活動者及び障がい者自立支援功労者 | 障がい者自立活動者 | 1 | 障がい者であって、よくその障がいを克服し、現在自立した日常生活又は社会生活を営み、社会活動に参加するなど他の障がい者の模範と認められるもの | | | 4月1日 | 若干名 | 市町村長 | 随時 | 随時 | 社会福祉課 (精神保健分野については健康推進課) | |
| | | 1 | 民間人であって、障がい者の自立と社会参加に尽くした功績が特に顕著であると認められるもの | | 8年以上 | 4月1日 | 若干名 | 市町村長 | 随時 | 随時 | | |
| 優良母子家庭 | 母子家庭の母 | 1 | 母子家庭が自立更生し、他の模範となるもの | | | 4月1日 | 若干名 | 市町村長 | 随時 | 随時 | 社会福祉課 | |